



2021年5月25日

各 位

会 社 名 日 水 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 小野 徳哉
(コード番号 4550 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 齋藤 伸
(TEL 03-5846-5611)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月22日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ①当社グループの事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加および削除するものであります。
- ②取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2021年6月22日（火曜日）

定款変更の効力発生日：2021年6月22日（火曜日）

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>2. 食品、飲料および調味料の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>3. 医療用具、医療用器材および衛生用品の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>4. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の小売店の経営、店舗改装に関するコンサルティング業務</p> <p><u>5. 健康、養生に関するサービスの提供</u></p> <p><u>6. 介護用品および介護機器の売買</u></p> <p><u>7. 老人および身体上または精神上的の障害者に対する入浴、排泄、食事その他の介護ならびに介護に関する指導</u></p> <p><u>8. ホームヘルパー育成のための研修および養成に関する業務</u></p> <p><u>9. 有料老人ホームの経営</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>10. 臨床検査の受託業務</u></p> <p><u>11. 各種食品・飲料、医薬品等の製造工場の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>12. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>2. 食品、飲料および調味料の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>3. 医療用具、医療用器材および衛生用品の製造、売買ならびに輸出入</p> <p>4. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の小売店の経営、店舗改装に関するコンサルティング業務</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>5. 各種検査機器およびその関連機器の製造、売買ならびに輸出入</u></p> <p><u>6. 各種検査機器およびその関連機器の賃貸</u></p> <p><u>7. 本条第5号および第6号の対象機器に係る点検ならびに整備の請負</u></p> <p><u>8. 臨床検査の受託業務およびコンサルティング</u></p> <p><u>9. 各種食品・飲料、医薬品等の製造工場の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング</u></p> <p><u>10. 水質、土壌、空気中の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング</u></p> <p><u>11. ヒト細胞を含む生物細胞・組織の培養、保存または検査に用いる製品の製造、売買および輸出入</u></p> <p><u>12. ヒト細胞を含む生物細胞・組織の培養、保存または検査に関する業務の受託およびコンサルティング</u></p> <p><u>13. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第 25 条 (取締役会の決議の省略)</u> <u>当社は、取締役が提案した決議事項について取締役 (当該事項につき議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>
第 25 条～第 38 条 (条文省略)	第 26 条～第 39 条 (条文省略)

以上